



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第5号
2021. 9. 27

実態の分からない投資話にご注意！

事例

1年前に友人に「投資をやらないか」と誘われ、紹介された男性に現金と暗号資産で数十万円を支払ったが、その後、配当がないまま連絡が取れなくなった。また、別の投資ファンドのSNSグループに入り数万円支払ったが、配当が延期され、配当がないままSNSグループから全員退会させられた。返金してほしい（10代男性）。



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえこさん」

- うまい話はありません。「必ず儲かる」などと勧誘されても安易にお金を支払わないようにしましょう。
- セミナーやSNS等を通じた勧誘には十分注意しましょう。
- 友人や知り合いからの誘いでも、契約するつもりがなければきっぱりと断りましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

